

むつ市農業委員会
第 8 2 7 回総会議事録

むつ市農業委員会第827回総会議事録

1. 開催日時 令和6年4月16日(火)午後3時00分から午後3時30分

2. 開催場所 むつ市役所本庁舎 大会議室A

3. 出席委員

○農業委員(18名)

議席	氏名
1	村口利光
2	畑中光政
3	鴨田輝雄
5	柏谷均
6	水戸隆璽
7	新堂真
8	中嶋寿樹
9	面村一松
10	坂本正一
11	嶋影秀子
12	林忠久
13	浜田昭彦
14	立花幸雄
15	蛭名修一
16	齊藤榮佐男
17	佐々木貢
18	杉山重一
19	中村貞幸

○農地利用最適化推進委員(9名)

地区	氏名
第1地区	蛭名俊文
第2地区	山田紀子
第3地区	山本幸光
第4地区	田中慶吾
第5地区	佐々木武美
第6地区	内山義美
第7地区	菊池幸子
第9地区	千葉好二
第10地区	富江佳奈子

4. 欠席委員

○農業委員（なし）

○農地利用最適化推進委員（1名）

第8地区	猪	口	和	則
------	---	---	---	---

5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

報告第1号 むつ市農業委員会事務の会長専決規程により専決した職員の任免について

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について

報告第3号 農地の転用事実に関する照会について

報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

報告第5号 農地の転用事実に関する照会について

6. 会議に従事した職氏名

局長 立花 一雄

主幹 白戸 由布子

主幹 澤田 眞紀子

会計年度任用職員 武市 眞実

7. 会議録署名委員

18番 杉山 重一

19番 中村 貞幸

8. 会議記録者

農業委員会事務局主幹 白戸 由布子

9. 会 議 の 概 要

議長 (坂本会長)	<p>ただいまから、むつ市農業委員会第827回総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、18名中18名で、定足数に達しております。</p> <p>これより、本日の会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。</p> <p>会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において18番 杉山重一委員、19番 中村貞幸委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局職員の白戸主幹を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定を行います。</p> <p>本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p>
各委員	(異議なしの声あり)
議長 (坂本会長)	<p>ご異議がないので、本総会の会期は本日1日とすることに決定いたします。</p> <p>それでは、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、議題に供します。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、ご説明いたします。</p> <p>申請地は、むつ市脇野沢田ノ頭281番、ほか65筆、面積合計99,368.0㎡で、所有者は合計で41名です。</p> <p>これらの農地は、令和元年4月の総会において農地利用集積計画が承認され、以降、脇野沢農業振興公社が借り受け、耕作中の農地であります。</p> <p>このたび、5年間の賃借期間が満了することから、今後5年間の利用権を再設定するため、集積計画の承認を求めるものです。</p> <p>今回再設定する農地の地番、所有者、年額の賃借料は資料に記載のとおりです。</p> <p>現地確認は、3月27日に、村口委員、鴨田委員、富江推進委員、及び事務局で実施しました。借り受け者は脇野沢農業振興公社で、むつ市の認定農業者であり、借り受けた農地の全てを有効利用する労働力と資機材を保有し、当初の計画に沿って、そばを中心に作付しており、計画を承認する要件を満たしていると考えます。</p> <p>なお、議案書9ページ、10ページの位置図を見ますと、今回審議いただく農地がとびとびになっていますが、このとびとびの間の農地についても、脇野沢農業振興公社が借り受けている農地がほとんどで、それらは今年9月に賃借期間が満了しますので、9月総会で審査いただくとおられます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長(坂本会長)	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
村口委員	事務局の説明のとおりで、問題ありません。 説明が終わりましたので、これより、議案第1号について審議を行います。 質疑を許します。 質疑ございませんか。
佐々木(貢)委員	はい(挙手あり)
議長(坂本会長)	佐々木委員
佐々木貢委員	貸借料ですが、資料の金額は、反当たりの単価なのか、支払額なのか、単位もないし、金額がバラバラに見えるので、もう少し説明してください。
事務局	ご説明します。 まず、資料の金額は単価ではなく、一筆ごとの年額の貸借料です。資料の面積は㎡です。 貸借料は、一反当たりいくら、と決める場合もあれば、この土地はいくらと決める場合もあります。最終的には、借主と中間管理機構が合意した額に決まります。
議長(坂本会長)	よろしいですか ほかに質疑ありませんか。 (無しの声あり) 質疑が無いようですので、本案について、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) ご異議なしと認めます。 よって議案第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。 以上で議案審議について終了しました。 つづきまして、報告第1号から報告第5号について、事務局より説明願います。

それでは、報告第1号 むつ市農業委員会事務の会長専決規程により専決した職員の任免について、説明いたします。

令和6年度むつ市職員定期人事異動に伴い、農業委員会事務局職員についても任免と異動がありました。

内容は、議案書13ページのとおりで、退職のためのむつ市への出向が1名、併任解除が1名、新たに任命された方が2名、役職定年による降任が1名です。

なお、先ほど開会前の紹介において、事務補助員1名を紹介しましたが、事務補助員につきましてはむつ市長が任命権者ですので、報告第1号には記載されませんのでご了承ください。

次に、報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会地は、

むつ市上川町101番5、登記地目「畑」、農地台帳地目「非農地」、面積330.0㎡、農業振興地域内、農用地区域外の土地です。

この農地は、令和3年度農地利用状況調査において、再生困難農地に分類され、第800回総会で非農地の承認を得ていることから、非農地であると回答しております。

次に、報告第3号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会地は、

むつ市大字田名部字山道45番、登記地目「畑」、農地台帳地目「山林」、面積3,094㎡、農業振興地域内、農用地区域外の土地です。

3月27日、齊藤委員、蛭名修一委員、山田推進委員、と事務局で現地調査した結果、一部は山林の様相を呈しており、伐採している部分もあるが伐根はされておらず、人力又は農業用機械での整地は困難であり、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難と見込まれることから、農地法第2条定義の農地に該当しないと判断し、非農地であると回答しております。

次に、報告第4号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会地は、

むつ市横迎町一丁目287番5、登記地目「田」、農地台帳地目「宅地」、面積198.0㎡と、

むつ市横迎町一丁目287番15、登記地目「田」、農地台帳地目「田」、面積55㎡、

いずれも農業振興地域内、農用地区域外の土地です。

4月5日、林委員、杉山委員、蛭名推進委員、と事務局で現地調査をした結果、住宅が建っていることを確認しました。税務課の家屋台帳では昭和48年建築と登録されておりましたため、昭和47年まで遡って、農地法第4条転用申請の有無を調べましたが、当該地番の申請も許可も確認できませんでした。

少なくとも昭和48年には転用されていたことから、非農地証明基

準の「20年以上転用状態にある」に該当し、農地行政上も特に支障がないと判断し、非農地であると回答しております。

最後に、報告第5号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告いたします。

照会地は、

むつ市川内町家ノ辺93番13、登記地目「田」、農地台帳地目「田」、面積887㎡、農業振興地域内、農用地区域外の土地です。

4月5日、村口委員、鴨田委員、千葉推進委員、と事務局で現地調査した結果、以前あった栗の巨木3本が伐採され、周りの雑木も伐採されている状態でした。また隣接する土地は、原野や雑種地でした。

これまで、栗の木を植樹されたものと判断し、遊休農地B2に分類しておりましたが、その栗の木も伐採され、周囲の状況からみて、再生困難農地に該当することから、農地として復元しても、継続利用が出来ないと見込まれると判断し、非農地であると回答しております。

報告は以上です。

これで、本日の議案審議は全て終了しました。

これもちまして、むつ市農業委員会第827回総会を、閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員 杉山重一

会議録署名委員 中村貞幸